

苦情処理等の報告について

平成20年8月26日

苦情処理調査部会

平成19年度苦情申出一覧表(1/2)

	(H19)苦情10	(H19)苦情11	(H19)苦情12
申出人	B	B	B
申出日	平成19年12月3日	平成19年12月4日	平成20年2月15日
実施機関	知事(総務部政策法務課)	知事(農林水産部安全農業推進課)	知事(総務部市町村課)
苦情の内容	<p>県職員に不都合な開示請求書をFAXした場合破棄される。</p> <p>平成19年12月3日に平成19年10月12日付千選管宛行政文書開示請求書(FAX)の写し(控)がないので問い合わせしたところ受付されていなかった。FAX済は確認済</p> <p>受付窓口(センター)では県職員に不都合な請求と思われる開示請求を担当課に送らないようにしている。</p>	<p>情報公開の手続処理について担当者が理解しておらず、対象文書の内容についての記載表現の相談に応じない。</p> <p>不適切な交付が明らか(過去の開示請求で写しの交付を同課よりされている。)なのに不適切な表現を認めたくないため相談応じようとしません。</p>	<p>H20. 1. 17付行政文書開示請求書の対応ができない職員を担当者にし、不法行為の隠ぺいをするため却下しようとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補正要求を濫用している。 2. 開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている。
調査委員	井上委員、大西委員	伊藤委員、越智委員	菅野委員
調査の状況	平成20年2月12日(申出人からの書面受付) 平成20年2月27日(実施機関からの書面受付)	平成20年2月12日(申出人からの書面受付) 平成20年2月25日(実施機関からの書面受付)	
苦情処理部会 審議状況	平成20年7月10日(処理方針の検討)	平成20年7月10日(処理方針の検討)	
処理結果通知			
処理結果	<p>申出人からのFAXを実施機関が收受したか否かについて、実施機関と申出人の双方の主張は相反するものである。</p> <p>このことについて、ファクスの通信管理レポートが存在しないことからファクスの送受信の履歴を確認することはできなかったものの、平成19年10月分請求書綴り及び開示請求受付番号簿から、10月12日付け選管あて請求書の收受を認めることはできなかった。</p> <p>さらに、申出人が破棄されたと主張する10月12日付け請求書が、12月3日に送付された際は同日付けで收受され、平成20年2月1日付けで開示決定及び部分開示決定されていることをかんがみると、県職員に不都合な請求書であったため破棄されたとの主張を確認することはできなかった。</p> <p>なお、実施機関においては、平成19年12月3日以降、ファクスの送受信の履歴を一定期間保管する取扱いとしたとのことである。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p>	<p>申出人からの相談に応じたか否かについて、実施機関と申出人の双方の主張は相反するものである。</p> <p>しかし、実施機関において申出人との電話の直後に作成されたと思われる電話対応事項(報告)の内容は、申出人に対し相談に応じ、補正を求めた理由や情報提供を行ったとする実施機関の主張を裏付けるものであった。</p> <p>よって、相談に応じないとする申出人の主張を確認することはできず、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p>	

平成19年度苦情申出一覧表(2/2)

	(H19)苦情13	(H19)苦情15	(H19)苦情16
申出人	B	B	B
申出日	平成20年2月15日	平成20年3月4日	平成20年3月19日
実施機関	知事(市町村課、保険指導課)	知事(総務部市町村課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	<p>県職員に不都合な開示請求に対しては、補正要求し、すべて却下とする。</p> <p>・H20. 1. 17受付1026(、1027)番開示請求について、地方財政法7条違反を長年に渡り放置してきたため、却下処分としてもみ消した</p> <p>・却下通知に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてよいことになってから、県職員は不都合な開示請求は却下にしている。</p> <p>・請求内容が理解できない職員を担当にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている。</p>	<p>鋸南町の地方財政法7条違反や粉飾決算が明らかとなり、これに千葉県職員(上記担当課職員)が関与していたため、開示決定をしない。(H20. 1. 30請求分4件)</p> <p>H20. 2. 25付市5954号による補正要求において2件の請求について補正要求がきたが、残りの2件については請求後30日を経過しても決定しようとしていない。</p> <p>県職員に不都合なことは却下処分としていたが、これに失敗したときは、開示決定をしない対応となった。</p>	<p>H20.3.17付保指6233号の却下通知に関する補正要求権の濫用、却下権の濫用</p> <p>却下通知に対しては異議申立てをされても放置して平気だからとデタラメな却下通知書を発行。</p>
調査委員	菅野委員	井上委員、中谷委員	菅野委員
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

平成20年度苦情申出一覧表(1/2)

	(H20)苦情1	(H20)苦情2	(H20)苦情3
申出人	B	A	A
申出日	平成20年4月21日	平成20年5月23日	平成20年5月23日
実施機関	知事(健康福祉部医療整備課)	教育委員会(〇〇高等学校)	教育委員会(〇〇高等学校)
苦情の内容	<p>不法行為をいかに隠すかに時間をとられ平成20年3月14日付行政文書開示請求書の決裁をしようとしな</p> <p>請求の回答期限を渡過したため、何を請求したかわからない補正要求をH20. 4. 18付医109号でして故意に期限内にしないのを隠し続けている。</p>	<p>教育委員会委員長が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。</p> <p>教育委員会委員長が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事実を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。</p>	<p>苦情申出人は、2008年3月26日、開示請求を行った。教育委員会委員長は、これに対し開示決定を行った。しかし、対象情報が一部隠されていたため、5月9日、情報公開センターにおいて担当職員である教育庁総務課職員に指摘した。その結果、同職員が後日で電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。しかしこの隠蔽は本日段階でも放置されたままである。</p> <p>教育委員会委員長は度々情報公開制度の趣旨を裏切り、開示決定といいながら自ら都合のいい情報だけ開示するという、前代未聞の破廉恥な行為を行っている。教育委員会委員長のかかる不法行為事実を明らかにすると共に、改めて全ての対象情報の開示を求める。</p>
調査委員	井上委員、中谷委員	伊藤委員、佐藤委員	伊藤委員、佐藤委員
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

平成20年度苦情申出一覧表(2/2)

(H20)苦情5		その他1 ((H20)苦情4)
B		B
平成20年5月29日		平成20年5月26日
教育委員会(企画管理部教育総務課)		
故意に情報隠しのために却下通知 (H20. 5. 26付教総236号却下通知) 「一切の書類」で特定できるのに広 範囲に渡るから特定できないと故意 に却下		鋸南町の不法行為についてはあき 子ホットラインFAXで県知事に知ら せても放置されていることから、県職 員は不法行為の隠ぺいのため、補正 用要求権の濫用し、却下通知書を乱 発しています。
菅野委員		
		平成20年8月26日、平成20年 度第1回千葉県情報公開推進会 議に報告



第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

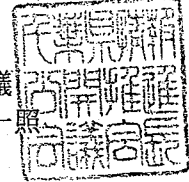
情 公 推 第 3 号

平成20年7月28日



様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一昭



平成19年12月4日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (19) 苦情事案10 県職員に不都合な開示請求書をFAXした場合破棄される。 平成19年12月3日に平成19年10月12日付千選管宛行政文書開示請求書(FAX)の写し(控)がないので問合せしたところ受付されていなかった。FAX済は確認済</p> <p>2 調査の概要 平成19年12月3日 苦情の申出書の受付 平成20年2月4日 苦情申出人(以下「申出人」という。)及び千葉県知事(以下「実施機関」という。)への書面による調査 平成20年2月12日 申出人から調査回答書受付 平成20年2月27日 実施機関から調査回答書受付 平成20年7月10日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、行政文書開示請求書(以下「請求書」という。)のファクス送付に伴う、着信トラブルに関する苦情であると認められる。 (2) 申出人は、平成19年10月12日付け千葉県選挙管理委員会(以下「選管」という。)あて請求書を、情報公開窓口(総合窓口)である総務部政策法務課情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)にファクスにて送付したが、県職員に不都合な請求書であったため破棄されたと主張する。 一方、実施機関の説明によると、ファクスの送受信の履歴を記録する通信管理レポートは、ファクス番号等の漏えいの観点から、通信エラー等の表示のチェック後すみやかに裁断処理していたため存在しておらず、ファクスの送受信の履歴を確認することはできなかったが、平成19年9月から11月に收受した請求書の控え及び請求書に記載する受付番号を管理する開示請求受付番号簿からは、申出人が送付したと主張する平成19年10月12日付け選管あて請求書の收受を認めることはできなかったとのことであった。 なお、申出人が送付したと主張する10月12日付け請求書は、後日(12月3日)送付された際は收受し、選管あて送付済みとのことであった。 (3) 申出人からのFAXを実施機関が收受したか否かについて、実施機関と申出人の双方の主張は相反するものである。 このことについて、ファクスの通信管理レポートが存在しないことからファクスの送受信の履歴を確認することはできなかったものの、平成19年10月分請求書綴り及び開示請求受付番号簿から、10月12日付け選管あ</p>
------	---

	<p>て請求書の収受を認めることはできなかった。</p> <p>さらに、申出人が破棄されたと主張する10月12日付け請求書が、12月3日に送付された際は同日付けで収受され、平成20年2月1日付けで開示決定及び部分開示決定されていることにかんがみると、県職員に不都合な請求書であったため破棄されたとの主張を確認することはできなかった。</p> <p>なお、実施機関においては、平成19年12月3日以降、ファクスの送受信の履歴を一定期間保管する取扱いとしたとのことである。</p> <p>(4) よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。</p>
調査委員	井上委員、大西委員

